

労働安全衛生法第45条第4項の規定に基づく自主
検査指針に関する公示

自主検査指針公示第30号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条
第4項の規定に基づき、天井クレーンの定期自主
検査指針（クレーン等安全規則第35条の自主検査
に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、天井クレーンの定期自主検査指針（クレー
ン等安全規則第35条の自主検査に係るもの）（
平成10年3月31日付け自主検査指針公示第2号）
は、廃止する。

令和8年4月30日

厚生労働大臣 上野賢一郎

- 1 名称 天井クレーンの定期自主検査指針（ク
レーン等安全規則第35条の自主検査に係るもの
）
- 2 趣旨 この指針は、クレーン等安全規則（昭
和47年労働省令第34号）第35条の規定によるク
レーンの定期自主検査のうち、天井クレーンに
係るものの適切かつ有効な実施を図るため、当
該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定
基準について定めたものである。
- 3 適用日 令和9年4月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー
ジ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。
また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
及び都道府県労働局労働基準部安全主務課にお
いて閲覧に供する。